

○旭川市商店街の活性化に関する条例

平成27年12月15日 条例第71号

旭川市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域のにぎわいづくり、地域コミュニティの維持及び強化並びに地域住民の利便の確保に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関する基本理念を定めるとともに、事業者、商店会、経済関係団体、市等の責務を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 事業者 商店街で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他商店街の活性化を目的として組織された事業者の団体をいう。
- (4) 経済関係団体 商工会議所、商工会その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 商店街の活性化は、市民の理解及び協力を得て、事業者、商店会、経済関係団体、市等がそれぞれの役割を認識し、協働して推進されなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの事業の発展及び魅力の増進に努めるものとする。

- 2 事業者は、商店会に積極的に加入するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、商店会が行う商店街の活性化に関する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第5条 商店会は、商店街の活性化に関する事業を積極的に行うこと等により、魅力ある商店街の形成に努めるものとする。

- 2 商店会は、市民からの意見の聴取に努めるものとする。
- 3 商店会は、商店会の会員の増員、商店会の相互の連携その他その組織の基盤を強化するための活動を行うよう努めるものとする。

(経済関係団体の責務)

第6条 経済関係団体は、事業者に対する経営の指導、経営に関する情報の収集及び提供並びに事業者との共同事業の実施等を通じて、商店街の活性化に努めるものとする。

(大型店設置者の責務)

第7条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する者は、当該店舗が地域において果たし得る役割を理解し、地域の発展に資する活動を自ら又は商店会等と連携して行うよう努めるものとする。

(建物所有者等の責務)

第8条 商店街において土地又は建物を事業者に貸し付けている者は、当該事業者が商店会に加入するための支援を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、事業者、商店会、経済関係団体、市民等と協働し、商店街の活性化のために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、商店街に関する情報を収集するよう努めるものとする。

3 市は、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、商店街の活性化が地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。